

年金トピック

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

1月30日(金)に「国民年金基金規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集のパブリック・コメントが公示されました。意見の受付締切は、2月28日です。

○国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250401&Mode=0>

リンク先の概要の改正の概要のうち、企業年金に関連する主な改正内容は以下の通りであり、年金制度改正法¹により改正された規定について、関係省令の整備を行うものです。

<主な改正内容>

- ・ 機構保存本人確認情報²の提供を受けられるDBの受給権者等が死亡した場合、死亡日から7日以内に戸籍法による死亡の届出を行う場合には、DBの事業主等への死亡の届出を省略できる。
- ・ 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象となる中小事業主に使用されるiDeCo加入者が、別の事業所の企業年金の加入者となっている場合、当該中小事業主にその旨を申し出なければならない。
- ・ 企業型DC加入者掛金が事業主掛金を超えてはならない規定が削除されたことを踏まえ、施行期日(2026年4月1日)から2026年11月30日までの間、「**企業型DC加入者掛金を、事業主掛金を超えるように初めて引き上げる**」場合は、**企業型DC加入者掛金の変更回数の例外**とする。

<企業年金関連の改正法令>

- ・ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令
- ・ 確定給付企業年金法施行規則
- ・ 確定拠出年金法施行規則

<施行期日等>

- ・ 公布日:2026年3月下旬(予定)
- ・ 施行期日:2026年4月1日

¹ 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号)

² 地方公共団体情報システム機構が保存する本人確認情報であって保存期間が経過していないもの(住民基本台帳法第30条の7第4項参照)

省令の詳細は、公布され次第、改めてご案内いたします。

【ご参考】

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令等の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2123>

年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>

【シン・企業年金レポート】年金制度改正法案における私的年金の改正事項

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2031>

以上